

地下鉄及び路面軌道の営業線保線業務における
「軌道施工管理者」資格・認定要領
(第12回改訂)

令和6年6月
東京都 交通局 建設工務部

目 次

第1章 総 則

第1条（目的）	1
第2条（適用範囲）	1
第3条（用語の意味）	1
第4条（業務）	2
第5条（認定業務）	2

第2章 申 請

第6条（申請資格）	2
第7条（申請受付期間）	3
第8条（申請手続き）	3

第3章 講 習

第9条（講習方法）	3
第10条（新規講習の内容）	3
第11条（継続講習の内容）	4
第12条（現場講習の内容）	4

第4章 確認試験

第13条（理解度確認試験及びクレペリン検査）	4
------------------------	---

第5章 合否判定

第14条（合否判定）	5
------------	---

第6章 認 定

第15条（認定及び認定証の交付）	5
第16条（認定証の効力）	5
第17条（認定証の有効期限）	5
第18条（認定の継続手続）	5
第19条（認定の取消、失効）	5
第20条（所属会社の変更等）	6
第21条（再交付手続き）	6

第7章（点 検）

第22条（状況点検）	6
------------	---

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この要領は、東京都交通局（以下、当局）が所管する、地下鉄及び路面軌道の営業線における建設工務部保線管理所管轄の軌道工事等の立会を、当局立会者に代わり「軌道施工管理者」が行う場合に必要な資格条件、業務内容、手続き等を定めたものであり、工事の安全施工はもとより、電車運行の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、軌道施工管理者の資格条件・業務内容・手続き等に関して定めるものとする。なお、この要領に定めのないものについては、以下を準用する。

- (1) 東京都地下高速電車土木施設実施基準
- (2) 工務係員作業安全要領
- (3) 東京都交通局安全衛生管理規程
- (4) 東京都交通局労働安全衛生保護具取扱要綱
- (5) 東京都交通局地下高速電車係員規程
- (6) 東京都交通局軌道係員規程
- (7) 地下高速電車係員服務要綱
- (8) 地下高速電車運転取扱実施基準
- (9) 東京都交通局軌道運転取扱心得
- (10) 地下高速電車保守用車及びトロリー取扱要領
- (11) 東京都交通局電車軌道整備心得
- (12) 保線用機械器具管理要領
- (13) 保線作業認定要領
- (14) 東京都交通局鉄道事業及び軌道事業安全管理規程
- (15) 工事立会の手引き
- (16) 緊急時対応マニュアル

(用語の意味)

第 3 条 この定めによる用語の意味は、次のとおりとする。

- (1) 「軌道施工管理者」とは、当局立会者に代わり「認定業務」を行うことを建設工務部長が認定した者をいう。
- (2) 「認定業務」とは、当局立会者が行う軌道保守工事の立会業務のうち、第5条で認定された業務をいう。
- (3) 「軌道工事」とは、鉄道及び路面軌道の軌道に関する新設工事を含む、軌道に関する工事、点検、検査、調査等をいう。
- (4) 「軌道保守工事」とは、鉄道及び路面軌道の営業線においての、軌道に関する工事、点検、検査、調査等をいう。新設工事は含まない。
- (5) 「前期講習」とは、毎年6月頃開催される、継続申請者を対象とした講習をいう。
- (6) 「後期講習」とは、毎年11月頃に行う新規、新規扱い及び継続申請者を対象とした講習をいう。
- (7) 「地下鉄」とは、地下において鉄道事業を営営することを目的としている事業者が運営する鉄道路線に加え、都市部に営業区間を有する鉄道路線の、地下区間（山岳部のトンネルは除く）のことをいう。

(業 務)

第 4 条 軌道施工管理者の行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 認定業務を行う場合は、事前に当局監督員と十分打合せのうえ行うこと。
なお、打合せ・指示事項は、その都度工事報告書に記載すること。
- (2) 軌道施工管理者は、東京都交通局の諸規定を遵守のうえ、作業中は現場に常駐し、安全確保に努めること。特に、運転保安上の安全管理については、十分注意すること。
- (3) 軌道施工管理者は、現場代理人等を兼務することができる。
- (4) 認定業務の実施にあたっては、「構内入退場連絡票」(別紙1)の手続きをし、当日の作業区間のトロリー通過予定表を事前に確認すること。(路面軌道を除く)
- (5) 線路内へ立入る場合は、作業員の人数を確認するとともに駅係員に最終列車の確認をすること。(路面軌道を除く)
- (6) トロリーの通過に際しては、トロリー通過に支障のないことを確認のうえ通過させること。(路面軌道を除く)
- (7) 作業中、線路施設に異常を発見した時、または損傷を与えた時は、損傷の程度に係わらず、直ちに所管の保線管理所の(直営)班長(不在時は夜間連絡センター)に報告し、その指示に従うこと。路面軌道の場合は、夜間連絡員に報告すること。
- (8) 作業終了後は、仮置資機材及び作業員の員数を確認するとともに、仮置資機材等の飛散防止や限界支障等の安全確認を行い、その状況を写真撮影すること。特に、忘れ物には十分気をつけること。
- (9) 認定業務を終了した場合は、工事日報に記載するとともに、速やかに「工事報告書」(別紙2)及び「工事安全確認カード」(別紙3)を監督員に提出すること。

(認定業務)

第 5 条 軌道施工管理者が行う認定業務は、当局立会者が行う軌道保守工事の立会業務のうち、次の各号を除く。

- (1) 「線路閉鎖」を伴う場合
- (2) 「トロリー使用」を伴う場合
- (3) 「作業申請」を伴う場合
- (4) 他の基準規程等で監督員等の立合いが決められている場合
- (5) 保線管理所または受注者において、初めての工法を採用する場合
- (6) 分岐器作業や連続した軌道整備作業等を行う場合
- (7) 軌道仮受等で徐行を行う場合
- (8) 作業が、他の区と関係する場合
- (9) 工事施工に伴い運転保安上、何らかの支障の発生が懸念される場合

第2章 申 請

(申請資格)

第 6 条 軌道施工管理者の申請資格は、東京都建設工事等競争入札参加有資格者のうち「軌道」業種に登録されている軌道業者と恒常的雇用関係にあり、次の条件を満たす者とする。

なお、新交通(日暮里・舎人ライナー)は、別途定める日暮里・舎人ライナーにおける「安全作業責任者」資格・認定要領(2交建工第584号・第2回改訂)によるものとするため、実務経験等には含めない。

- (1) 軌道工事に関し累計3年以上の実務経験を有すること
実務経験には累計1年以上の軌道保守工事を含むこと。
ただし、実務経験のうち、地下鉄の軌道保守工事に関する実務経験が6ヶ月に満たない場合は、路面軌道限定の軌道施工管理者として認定する。

(2) 当局退職者が本認定に申請する場合は、前号の規定にかかわらず、当局の保線管理所に3年以上在籍した者とする。

(3) 視 力 : 両眼で0.7以上、片眼0.3以上(矯正可)

色 覚 : 正常であること

聴 力 : 純音聴力検査 1000Hz : 40dB以内、4000Hz : 65dB以内

また、前期講習及び後期講習(継続)の申請資格は、(1)～(3)に加え、次の条件を満たす者とする。

(4) 当局発注の軌道保守工事において、軌道施工管理者として、認定有効期間内に6ヶ月以上の実務経験を有すること。

(申請受付期間)

第 7 条 軌道施工管理者の認定申請は、前期講習、後期講習それぞれについて1年に1回の受付期間を設けることとし、適切な方法(東京都交通局ホームページ等)により申請に必要な事項について公表する。

(申請手続き)

第 8 条 軌道業者は、軌道施工管理者の申請にあたり、認定申込申請書(様式1号)に次の書類を添付し、建設工務部長あてに1部提出する。

(1) 経歴書※1※2(様式 2号)

(2) 恒常的雇用関係が確認できる書類(雇用証明書、保険証の写し等)

(3) 認定証用写真(縦30mm×横24mm)新規2枚、新規扱い・継続1枚

(4) 医学適正検査結果(様式は任意)

医学適正検査結果の内容は、第6条(3)が確認できる書類とし、申請日から1年以内に行われた健康診断結果等、によるものとする。

色覚について運転免許証(写)は不可とし、検査結果を提出すること。

(5) 工事認定記録の写し(継続申請のみ)

※1 地上線の軌道保守工事を経歴として挙げる際は、本要領第3条(7)に定義する地下鉄区間が含まれていることを当局が確認するため、様式2の「工事件名」欄に施工区間を必ず明記すること。

※2 “新規扱い”申請者のみ提出を省略できるものとする。

第3章 講 習

(講習の方法)

第 9 条 建設工務部長は、軌道業者からの申請に基づき、新規講習、継続講習を計画的に実施する。

2. 保線管理所長は、軌道業者からの現場講習申請(様式4号)に基づき、現場講習を計画的に実施する。

(新規講習の内容)

第 10 条 新規講習の内容は、次のとおりとする。

(1) 地下鉄及び荒川線の概要

(2) 軌道構造、基準及び都営地下鉄特有事項等

(3) 事故防止と緊急時の対応

(4) 地下鉄及び路面の電気設備

(5) 安全管理

2. 第6条(2)に規定する当局退職者が退職後1年以内に申請する場合は、経歴書の内容に基づき、免除する事ができる。

(継続講習の内容)

第11条 継続講習の内容は、次のとおりとする。

- (1) 当局発注の軌道保守工事において、軌道施工管理者として、認定有効期間内に6ヶ月以上の実務経験を有する場合
- 1) 事故防止と緊急時の対応
 - 2) 地下鉄及び路面の電気設備
 - 3) 安全管理
- (2) 前項の要件に当てはまらない場合は「新規扱い」とし、受講内容と理解度確認試験は新規講習に準じて行うものとする。

(現場講習の内容)

第12条 現場講習の内容は、次のとおりとする。

- (1) 地下鉄
- 1) 線路施設概要・トロリー指揮者マニュアル
 - 2) 実習(受注した工事の安全管理・線路巡視等)
- なお、3ヶ月以内に当該路線の「現場講習」を受講している場合は、1)の内容を他の内容に変更することができる。
- (2) 荒川線
- 1) 軌道係員規程・軌道運転取扱心得
 - 2) 電車軌道整備心得
 - 3) 実習(受注した工事の安全管理・線路巡視等)
2. 保線管理所長は、工事に関する所内研修を実施する場合、工事契約期間中の軌道施工管理者に研修実施を通知し、参加させるものとする。(例:モーターカー脱線復旧訓練等)

第4章 確認試験

(理解度確認試験及びクレペリン検査)

第13条 建設工務部長は、新規講習(新規扱いを含む)及び継続講習終了後、次のとおり理解度確認試験を行うものとする。

- | | | |
|-------------|------|-----|
| (1) 新規講習終了時 | 90分間 | 50問 |
| (2) 継続講習終了時 | 45分間 | 25問 |
2. 試験開始20分後より、試験終了10分前までは途中退出を認めるが、再入場はできないものとする。
3. 途中退出の都合上、19分を超える遅参は受験を認めない。ただし、特別な事情による19分以上の遅参もしくは欠席の際は、当局が事情を認めた際には別日に受験を認める。試験開始前に当局へ連絡をすること。
4. クレペリン検査は、内田クレペリン精神検査とし、判定基準は、東京都交通局適性検査実施要綱(59交総第310号)に準ずるものとする。
5. 理解度確認試験受験中に不正を行った者については、直ちに会場から退場させ、その後の試験の受験は認めない。
不正を行った者については、3年間は軌道施工管理者の認定申請はできない。

第5章 合否判定

(合否判定)

- 第14条 建設工務部長は、申請書類、理解度確認試験及びクレペリン検査の結果に基づき、合否を判定し認定する。なお、合否結果以外の内容については、公表しないものとする
- 2 クレペリン検査の結果が東京都交通局適性検査実施要綱（59交総第310号）の合格基準に満たない場合、1度のみ再検査を行うことができる。

第6章 認定

(認定及び認定証の交付)

- 第15条 建設工務部長は、軌道施工管理者を認定した場合、所属する軌道業者あて通知書（様式 3号）を交付するとともに、認定証（様式 6号）及び、新規認定の場合は認定記録（様式 7号）を交付する。
2. 路面軌道限定の軌道施工管理者の場合は、認定証に「荒川線限定」と記載する。
なお、認定有効期間内に、地下鉄での軌道保守工事の実務経験が6ヶ月以上を有した場合は、継続手続き時に限定箇所（荒川線限定）を削除する。

(認定証の効力)

- 第16条 認定証は、認定証交付後、契約ごとに実施する現場講習の受講をもって、その工事等についての効力を発生する。
2. 効力発生の証として現場講習終了後、軌道業者あて通知書（様式 5号）を交付するとともに、認定記録に押印（所長印）する。

(認定証の有効期限)

- 第17条 認定証の有効期限は、交付の日または継続の日から3年後の3月31日の夜間作業終了までとする。
- また、交付日及び有効期限は和暦表記とする。（例：交付日：令和〇〇年4月1日、有効期限：令和〇〇年3月31日）
- ただし、工事等が有効期限を超えて継続するときは、工事等の完了日とする。

(認定の継続手続)

- 第18条 認定の継続手続については、本要領第6条～第8条及び、第15条～第17条を準用する。

(認定の取消し、失効)

- 第19条 建設工務部長は、軌道施工管理者として相応しくない行為や業務遂行に支障を来す場合等があった場合は、認定を取消することができるものとする。
2. 取消しを受けた者は、取消しを受けた日から3年間は軌道施工管理者としての認定申請はできないものとする。
3. 軌道業者は、認定の取消し、失効があった場合は、速やかに認定証を返納することとする。

(所属会社の変更等)

第20条 軌道業者は、軌道施工管理者が会社を退職した場合、速やかに届け出るとともに、認定証を返納するものとする。

2. 軌道業者は、過去3ヶ月以内に軌道施工管理者であった者が入社した場合、再交付申請の手続きをすることができる。この場合、建設工務部長は、残余の期限の認定証を再交付する。

(再交付手続)

第21条 認定証もしくは認定記録またはその両方を紛失、毀損等した場合は、再交付申請手続により随時再交付する。

2. 再交付の申請手続は、本要領第8条及び第15条を準用する。
3. 再交付申請の場合は、本要領第8条(3)の書類及び申請理由書(書式は任意)を添付する。
4. 再交付の場合の有効期限は、再交付前の有効期限とし、再交付前に交付した認定証は、前項による交付申請書(様式1)を当局が受領した時点で無効とする。失効した認定証を発見した際は、直ちに当局に返納すること。
5. 再交付した場合、認定証に「再交付」を記載する。

第7章 点 検

(状況点検)

第22条 監督員は、軌道施工管理者の対応等について、不定期に立会業務状況の点検を行わなければならない。

2. 監督員は、点検結果を対応等点検票(別紙 4)に記載し、軌道施工管理者に不適切な対応等があった場合は、必要な措置を講じることとする。

附 則

(適用期日)

第1条 この実施基準は、平成20年4月1日から施行する（19交建工第1565号）。

附 則 （平成21年4月1日 20交建工第1597号）

この要領は、平成21年 4月 1日より施行する。

附 則 （平成23年4月1日 22交建工第1529号）

この要領は、平成23年 4月 1日より施行する。

附 則 （平成24年2月16日 23交建工第1435号）

この要領は、平成24年 4月 1日より施行する。

附 則 （平成27年3月17日 26交建工第1593号）

この要領は、平成27年 4月 1日より施行する。

附 則 （平成29年3月30日 28交建工第1670号）

この要領は、平成29年 4月 1日より施行する。

附 則 （平成30年3月13日 29交建工第1609号）

この要領は、平成30年 4月 1日より施行する。

附 則 （平成31年3月28日 30交建工第1884号）

この要領は、平成31年 4月 1日より施行する。

附 則 （令和2年2月21日 31交建工第1765号）

この要領は、令和2年 4月 1日より施行する。

附 則 （令和4年3月29日 3交建工第1600号）

この要領は、令和4年 4月 1日より施行する。

附 則 （令和6年3月19日 5交建工第1739号）

この要領は、令和6年 4月 1日より施行する。

附 則 （令和6年6月11日 6交建工第 446号）

この要領は、令和6年 7月 1日より施行する。

以 上

軌道施工管理者資格・認定についての実施細目

地下鉄及び路面軌道の営業線保線業務における「軌道施工管理者」資格・認定要領（以下「要領」という）に関して以下のとおり実施細目を定めるものとする。

（服装等）

第1条 服装等は、次に定めるところによる。

- （1）軌道業者が定めた作業服及び保護帽を着用すること。
- （2）社名及び氏名を記した胸章を着用すること。
- （3）事前に当局へ届け出た腕章を着用すること。
- （4）「軌道施工管理者」認定証を常時携帯すること。
- （5）携帯電話またはPHSを常時携帯すること。

（駅の出入り）

第2条 駅の出入りは、次に定めるところによる。

- （1）施工予定表に基づき、軌道業者が「構内入退場連絡票」（別紙1）を作成し、保線管理所長の承認を得る。
- （2）保線管理所係員は、当該駅に当日作業について連絡する。
- （3）軌道施工管理者は、終電前に入場し「構内入場連絡票」（別紙1）を駅助役に手渡し、終車確認後作業を行う。
- （4）駅構内からの退場の際は、始発電車前に軌道施工管理者が駅助役に、「構内退場連絡票」を提出する。
- （5）軌道施工管理者は、駅入場前及び駅退場後に保線管理所係員への報告を行う。

（除外業務について）

第3条 要領第5条で除外する保線業務は、次のとおりとする。

- （1）トロリー使用を伴う作業のうち、現場に到着後本作業を行うような場合の本作業前後の軽易な作業は、認定業務に含むものとする。
なお、監督員と打合せのうえ行うこと。
- （2）作業申請を伴う場合についてのうち、保守用車によるクレーン作業等の場合で、作業申請に伴う処理を保守用車指揮者が行う場合の、作業申請に関係しない前後の軽易な作業は、認定業務に含むものとする。
- （3）連続した軌道整備や締結交換等については、作業方法や現場の状況によっては列車の運行に係わることとなる。
従って、これらの場合は、監督員と打合せのうえ行うこと。
- （4）軌道仮受状態で徐行をかけている場合は、仮受期間中、毎日定期的に仮受現場の点検・整備をしなければならないので、施工方法、線形等現場の状況を考慮し、監督員と打合せのうえ行うこと。
- （5）他の区と関係する場合とは、他区の立会を求めている場合、競合工事との関連で何らかの支障の発生が懸念される場合、ポイント転換等運輸指令と連絡を取合う作業の場合等をいう。

（実務経験の算定等について）

第4条 軌道工事、軌道保守工事に関する実務経験の期間は、次のとおりとする。

- （1）軌道工事に関する実務経験の期間は、鉄道事業及び軌道事業において、軌道に関する工事、点検、検査、調査等に従事した通算期間とする。ただし、新交通における軌道工事に関する実務経験は含まないものとする。
- （2）軌道保守工事に関する実務経験の期間は、地下鉄の営業線及び路面軌道の営業線における軌道に関する工事、点検、検査、調査等に従事した通算期間とする。

- (3) 要領の第6条(申請資格)のうち(2)の「3年以上の在籍」とあるのは、保線管理所にて立会業務に従事した通算期間とする。
- (4) 要領の第11条(継続講習)のうち(1)の「当局発注の軌道保守工事において、軌道施工管理者として、認定有効期間内に6ヶ月以上の実務経験」とあるのは、当局の地下鉄・路面軌道の工事、点検、検査、調査等に軌道施工管理者として従事した通算期間とする。

(施工終了直後の提出書類について)

第5条 要領第4条(9)の工事報告書、工事安全確認カードは、施工終了後、直ちにFAX等にて保線管理所あて、提出すること。

なお、安全確認カードの記入は、各項目を確認した時点で確実に記入することとし、いやくも帰社後記入する等があってはならない。

2. 道床突き固め作業を行った場合は、四項目測定結果(平面性含む)を提出すること。
3. 安全確認写真は、施工終了後の現場(資材等の仮置き場も含む)の安全状態を証明するものであるため、撮影はそれらを念頭に1カ所あたり複数枚撮影すること。確認現場が長い区間にわたる場合は、20～40mに1カ所程度、絶縁継目箇所等主要な部分を撮影箇所とすること。
- なお、保存は7日間以上とし、当局の提出要求があった場合は、速やかに提出すること。

(申請受付期間等について)

第6条 要領第7条の申請受付等については、原則として毎年度次のとおりとする。

1. 前期講習
- | | |
|------------------|----|
| (1) 申請要綱を当局HPに掲載 | 4月 |
| (2) 受付期間 | 5月 |
| (3) 講習等 | 6月 |
2. 後期講習
- | | |
|------------------|-----|
| (1) 申請要綱を当局HPに掲載 | 9月 |
| (2) 受付期間 | 10月 |
| (3) 講習等 | 11月 |

(講習の時間について)

第7条 要領第10～12条の講習の時間は、原則として次のとおりとする。

1. 講習(新規・新規扱い)
- | | |
|------------------------|-----|
| 1) 地下鉄及び荒川線の概要 | 2時間 |
| 2) 軌道構造、基準及び都営地下鉄特有事項等 | 4時間 |
| 3) 事故防止と緊急時の対応 | 4時間 |
| 4) 地下鉄及び路面の電気設備 | 2時間 |
| 5) 安全管理 | 1時間 |
2. 継続講習
- (1) 当局発注の軌道保守工事において、軌道施工管理者として、認定有効期間内に6ヶ月以上の実務経験を有する場合
- | | |
|-----------------|-----|
| 1) 事故防止と緊急時の対応 | 4時間 |
| 2) 地下鉄及び路面の電気設備 | 2時間 |
| 3) 安全管理 | 1時間 |
- (2) 前項の要件に当てはまらない場合は、「新規扱い」とし、受講内容と理解度確認試験は新規講習に準じて行うものとする。
3. 現場講習
- (1) 地下鉄
- | | |
|--------------------------|-----|
| 1) 線路施設概要・トロリー指揮者マニュアル | 3時間 |
| 2) 実習(当該工事の安全管理・線路施設巡回等) | 3時間 |
- なお、3ヶ月以内に当該路線の「現場講習」を受講している場合は、(1)の内容を他の内容に変更することができる。

(2) 荒川線

- | | |
|--------------------------|-----|
| 1) 軌道係員規程・軌道運転取扱心得 | 2時間 |
| 2) 電車軌道整備心得 | 2時間 |
| 3) 実習(当該工事の安全管理・線路施設巡回等) | 2時間 |

付 則

1. この細目は、平成21年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成24年2月16日 23交建工第1435号)
この細目は、平成24年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成27年3月17日 26交建工第1593号)
この細目は、平成27年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成29年3月30日 28交建工第1670号)
この細目は、平成29年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成30年3月13日 29交建工第1609号)
この細目は、平成30年 4月 1日から実施する。

附 則 (平成31年3月28日 30交建工第1884号)
この細目は、平成31年 4月 1日より施工する。

附 則 (令和 2年2月21日 31交建工第1765号)
この要領は、令和2年 4月 1日より施工する。

附 則 (令和6年3月19日 5交建工第1739号)
この要領は、令和6年 4月 1日より施工する。

附 則 (令和6年6月11日 6交建工第 446号)
この要領は、令和6年 7月1日より施工する。

以 上